

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第17号

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																	
<p>(報酬) 第2条 略</p> <p>(費用弁償) 第3条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県国民健康 保険審査会</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>香川県後期高齢 者医療審査会</td><td><u>委 員 日額 9,000円</u></td><td><u>委 員 6級</u></td></tr><tr><td>香川県障害者施 策推進協議会</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県国民健康 保険審査会	略	略	香川県後期高齢 者医療審査会	<u>委 員 日額 9,000円</u>	<u>委 員 6級</u>	香川県障害者施 策推進協議会	略	略	略			<p>(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p> <p>(費用弁償) 第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県国民健康 保険審査会</td><td>委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円</td><td>委 員 6級 臨時委員 6級</td></tr><tr><td>香川県障害者施 策推進協議会</td><td>委 員 日額 9,000円</td><td>委 員 6級</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県国民健康 保険審査会	委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円	委 員 6級 臨時委員 6級	香川県障害者施 策推進協議会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級	略		
名称	報酬	費用弁償																																
略																																		
香川県国民健康 保険審査会	略	略																																
香川県後期高齢 者医療審査会	<u>委 員 日額 9,000円</u>	<u>委 員 6級</u>																																
香川県障害者施 策推進協議会	略	略																																
略																																		
名称	報酬	費用弁償																																
略																																		
香川県国民健康 保険審査会	委 員 日額 9,000円 臨時委員 日額 9,000円	委 員 6級 臨時委員 6級																																
香川県障害者施 策推進協議会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級																																
略																																		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。